

◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○小里委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

私も、東日本大震災の被災地である岩手県で震災を目の当たりにした立場からお尋ねしたいと思っております。

この後、委員長提案がなされる日本海溝・千島海溝地震の防災対策特措法の改正案には、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関する特例措置が設けられるというふう伺っております。

大震災のときの経験に照らしても、災害のリスクが高い場所では、災害が起きてから急速集団移転するよりも、起きる前に計画的に移転する方が、安全面、費用面から合理的だと思います。長年住み慣れた土地を離れる住民の合意形成は容易ではないとも思いますが、この資料、私がお配りしている一ページのとおり、現在でも、

こうした事前防災のための集団移転促進事業は行われております。

事前防災として集団移転促進事業が行われたケース、そして、そういうケースで事前防災促進事業が成功した理由を簡潔明瞭にお答えいただきたいと思います。

○二之湯国務大臣 事前に集団移転を行った事例といたしましては、島根県江の川の氾濫から被害を防止するために、島根県美郷町港地区で事業に着手していると把握しております。事前移転として初の事例と聞いておりますが、令和二年度より、本事業の戸数件数が十戸から五戸に緩和されたこと、また、地域住民に事業の検討に前向きに取り組んでいただいたことなどが集団移転につながった主な要因と把握しております。

私は、せんたつて、和歌山県の南海トラフ地震、津波対策に関しまして、串本町、日本で最南端の町を訪問いたしました。

串本町では、国の防災移転促進事業ではございませんけれども、地震発生後で、数分で十数メートルの津波が串本町を襲う、到達するということから、町長は、役場等を高台に移転し、そして、串本町の高いところに、町がいわゆる住宅の分譲地を開発いたしました。住民の方が三百戸、そこには、まだ希望者がいるということで、町としては、更に住宅地を開発して、低いところに住んでいる方の要望に応えていこう、こういうことで全く独自の取組をされておりまして、大変感銘を受けたわけでございます。

串本町のように、あらかじめ安全なエリアに移

こうした事前防災のための集団移転促進事業は行なわれております。

事前防災として集団移転促進事業が行われたケース、そして、そういうケースで事前防災促進事業が成功した理由を簡潔明瞭にお答えいただきたいと思います。

○階委員 重要性については共有するところなんですが、問題は、事前ですから、なかなか住み慣れた土地を離れる、その合意形成が難しいということなんですね。

その合意形成をどうやって進めるか、そのやり方が大事なんだと思うんですけども、例えば、今大臣が言われたうまくいった事例を広く紹介するとか、私の地元では、津波ではないんですけども、川が氾濫したときにここは危ないという地域、通常ハザードマップがあるわけですが、マップだけじゃなくて、3Dの画像にして、実際、この辺の建物はどこまで水につかるのか、これを視覚的に見えるようにして防災意識を高めているんですよ。そして、それを見ることによって、こそこそちょっと危険だから場所を移そうかというふうに皆さん、リアルに認識するわけですね。

何かそういうた、今、ネット社会、ICT、AIが進んでいますので、そうした技術を駆使して防災意識を高めて、事前の集団移転を促進するような、そういうことにも努められたらいかがでしょうか。

○二之湯国務大臣 今委員御指摘のように、最新のいろいろな技術を用いて住民の意識を高めていくということは大変重要だと思います。

私の地元の京都でも、いろいろな大きな川があり

転することは事前防災の観点から大変重要なと改めて認識したところでございます。

内閣府としても、引き続き、事前の防災移転も含め、災害から国民の命を守るために対策に万全を期していきたい、このように思っております。

○階委員 重要性については共有するところなんですが、問題は、事前ですから、なかなか住み慣れた土地を離れる、その合意形成が難しいということなんですね。

○小里委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

私も、東日本大震災の被災地である岩手県で震災を目の当たりにした立場からお尋ねしたいと思つております。

この後、委員長提案がなされる日本海溝・千島海溝地震の防災対策特措法の改正案には、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関する特例措置が設けられるというふう伺つております。

大震災のときの経験に照らしても、災害のリスクが高い場所では、災害が起きてから急速集団移転するよりも、起きる前に計画的に移転する方が、安全面、費用面から合理的だと思います。長年住み慣れた土地を離れる住民の合意形成は容易ではないとも思いますが、この資料、私がお配りしている一ページのとおり、現在でも、

ざいます。この地域は昔から余り住んだらないかぬよといつても、新しい住民はそういう知識がございませんので、ついついそういうところを買ってしまって水浸しになつてしまふという事例がたくさんあるわけでございます。

委員御指摘のように、やはり住宅を購入する前に、日頃からそういう、この地域は常に水の氾濫によつて被害を受けているというようなこともひとつ紹介して、住民が安全な場所で住めるように進めてまいりたい、このように思つております。

○階委員 是非、情報発信も工夫されて、せつかくの事前の移転事業、これが円滑に進むようにしていただければと思います。

それで、円滑に進むとしても、もう一つ問題がありまして、今人口減少が特に地方では進んでおります。人口減少が進む中で、御高齢の独り暮らしという方も増えておりまして、時がたてば、当然、空き家も増えてくるわけですね。移転したのはいいけれども、そこがまた空洞化、過疎地になつてしまふと、これは困るわけです。

そういうことも考えて、移転の場所というのは考へるべきではないか、そして、なるべくそこの地域でコミュニティーが維持発展していくようなことを考へるべきではないかというふうに思ひます。

こうしたこと考へて、事前防災として集団移転促進事業を行うべきだと思うんですが、大臣の見解についてお伺いします。

○二之湯国務大臣

先ほども申しましたように、集団で移転しようというのはなかなか大変でございます。

いますけれども、しかし、とはいっても、常に災害に見舞われる危険性の高いところは住民の理解を得て移転をしなければならない。しかし、十戸とか五戸でしたら、それはなかなか合意は取りやすいと思ひますけれども、地域全体をまとめるということは大変でございますから、私、先ほど申しました和歌山県の串本町なんかの事例を参考にして、やはりこういう場所に住んだら危ないぞというようなことを啓発し、説得して、そういう理解を得ていく必要があるんじやないかと思ひます。

ただ、地域のコミュニティーが壊れるということでございますけれども、元々そういう町内に住んでいる方は、人口五千人から一万ぐらいのところでございますから、かつてのような、昔のようなそういう隣近所ということはないでしようけれども、できるだけ皆さんの努力でいわゆる地域のコミュニティー意識を醸成するよう、これ自身が、住民の自身の努力によつてひとつ取り組んでいただきたいな、このように思つております。

○階委員 私の問題意識がちょっと伝わっていないうえなので、もう一回お尋ねしますね。

東日本大震災のときも、高台移転で、山を切り開いた高いところに集団移転しているところもあるんですよ。そうすると、不便なわけですよね。特に年寄りは、行きはよいよい帰りは怖いで、坂を下りて買物に行つて、帰りは持つて歩けない。公共交通があればいいですけれども、それも整つていません。だから、そういうことも考えて、移転先、例えば元々市街地あるいは集落があつた場所に移転して、今までよりもぎわうようになります。

かつ、大臣がおつしやるよう、移転元のところも、虫食い状態になると大変なわけですね。全員が全員引っ越しればいいんですけども、そういうじゃない場合もある。ということで、移転元、移転先、それぞれコミュニティーがちゃんと守られるような、そういうことも考えてこういった事業を進めるべきだと思います。

○二之湯国務大臣

全く委員御指摘のような問題意識を私も持っております。

○階委員 では、御担当の方で検討していただけで、どうやつたら集団移転後も地域を活性化できるかということも視野に置いて取り組んでいただきますよう、是非お願いします。

次に、これは去年財務金融委員会で質疑した内容の続きなんですが、今日はお配りしている資料の二ページ目なんですが、これは東日本大震災に係る災害援護資金償還状況という見出しがついております。

震災のときにたくさんの方が生活や仕事の基盤を失つて、これは市町村から災害援護資金という最大三百五十万円借りられる借入金があつたわけです。これがもう償還時期を迎えてるんですが、例えば私の岩手県では滞納件数の割合が二七・八%、隣の鎌田さんの宮城県では三九%、福島でも三〇%、軒並み高くなつてゐるわけです。延滞している件数、非常に高止まりしてて、要するに返せなくて困つてている状況なんですね。

市町村は、貸していますから、債務免除をしようとというふうに思つたとします。ところが、債務免除をした場合に、元々貸付金の原資は国や県から借りているわけですね。勝手に市町村が債務免除をした場合、国や県から借りたものは市町村は返さなくちゃいけないわけです。つまり、自ら出血しなくちやいけないとということで、これがネックになつて、困っている人の債務免除をしたくてもできないという問題があるわけです。

國の方の仕組みとして、法律上、免除ができる場合というのも定められています。これは三ページ目についておりますけれども、そもそも災害援護資金貸付けを定めた災害弔慰金法というところにも、災害弔慰金法の見出しのちょっと下あたりに、どういう場合に免除することができるかといふことで、破産手続開始の決定あるいは再生手続開始の決定に該当する場合には免除できる、こういう場合は市町村は国や県にも返さなくていいということになっていますね。

ただ、今問題になっているのは、こうした法的整理に至らないけれども、債務整理のガイドライン、これを使って債務者が債務の減免を求める、こういったケース、これについては、この条文には当てはまらないわけですね、ガイドライン適用の場合は。

そういう場合は次に何を考えるかということなんですけれども、別な法律があります。地方自治法とか債権管理法。地方自治法は県に対する問題、債権管理法は国に対する問題なんですけれども、いずれも同じような話で、債務者が無資力又はこ

れに近い状態にあるとき、この場合には履行延期の特約を結ぶことができる。これは、一足飛びに免責ではないんですが、まず履行延期の特約を結べば、その後、期間がたてば債務免除ができるということなので、準債務免除ともいるべき条文なんですね。

大臣にお尋ねしたいのは、この債務者が無資力又はこれに近い状態にある、やや抽象的な表現なんですが、さつき申し上げたようなガイドラインが適用されるような場合、これは、債務者が無資力又はこれに近い状態に当たるから履行延期の特約を結べます、そして結んだ結果、債務免除がその後行われたとしても、国や県に対して、市町村は、借りていたお金を国や県に返さなくていいよということを明示していただければと思うんですね。

これは事前に通告していたお話を、大臣、御理解いただけるかと思うんですが、私の今申し上げたことについて、お答えをお願いします。

### ○二之湯国務大臣

東日本で被災された方、災害

援護資金、最大三百五十万まで借りた方の中には、計画どおり償還されている方がある一方、今委員御指摘のように、非常に厳しい生活環境に置かれている方は、償還が計画どおりに進んでいないという方もいらっしゃるということは、私、よく承知をいたしております。

そして、今委員御指摘のように、災害資金の免除につきましては、三つのいわゆる免責事項があるわけでございますけれども、死亡したときとか、精神又は身体に著しい障害を受けたということ、

あるいはまた、破産手続を開始した……（階委員「そつちの話じやないです。下の方の地方自治法、債権管理法について」と呼ぶ）

ちょっとそれは、済みません、ちょっと政府参考人にお願いします。

### ○小里委員長 内閣……（階委員「これは大臣に聞いていますよ。大臣、ちょっと違うでしょう。大臣に聞いています。大臣に通告してある。ちょっと待つてください。あなたには聞いていないから。ちょっと待つてください。ここまででは大臣に聞くと通告していますよ。大臣」と呼ぶ）

じゃ、二之湯大臣。（階委員「大臣ですよ、大臣。ちょっと待つてください。止めてくださいよ」と呼ぶ）二之湯大臣 答弁してくださいよ」と呼ぶ）二之湯大臣 答弁できますか。（階委員「止めていますか。止めてくださいよ」と呼ぶ）

二之湯大臣、答弁できますか。（階委員「止めてください、時間を持ててください」と呼ぶ）

○小里委員長 速記を起してください。  
○二之湯国務大臣 では、二之湯国務大臣。

〔速記中止〕

### ○二之湯国務大臣

ガイド

は、破産手続等の要件に該当する債務者について、これによらず、債権者、いわゆる市町村と銀行等ですね、と債務者の合意に基づいて債務の免除を行うものであり、災害弔慰金法の免除の要件である破産手続開始の決定を受ける前のものであることから、災害弔慰金法第十四条第一項に規定する免除の要件には該当いたしません。

このため、市町村のガイドによる債務整理、つまり、破産していない状態であるわけです

が、債務整理に応じて債務を免除するとしても、災害弔慰金法に基づく市町村や県の償還金の債務を県や国が免除することはできないと考えております。（階委員「答えになつていません。それは、前提として私が言つたので。ちょっと待つてくださいよ。止めてくださいよ。答えになつていません。聞いていることに答えていない。止めてくださいよ。何を答えているんですか。関係ないことを言わないでくださいよ」と呼ぶ）

○小里委員長 では、速記を止めてください。

〔速記中止〕

○小里委員長 速記を起こしてください。

二之湯国務大臣

○二之湯国務大臣 基本的には財務省所管の法律でござりますから、私が答弁するのが適當かどうか分かりませんけれども、債権管理法第三十二条において、国の財産保全の観点から、債務者が無資力又はこれに近い状況という事にある場合、債務の履行を延期して十年を経過した後なお弁済の見込みがないときに限り、国が当該債務を免除することができると定めております。

そして、無資力又はこれに近い状況とは、債務者がその生計を維持するに足る資力を有しない程度の生活状況又はこれに準ずる状態ということを意味すると解されております。

新型コロナの影響によつて債務の弁済が困難になつた債務者が債権管理法上の無資力又はこれに近い状況というものに当たるか否かについては、一概に答えることは困難だと考えております。いずれにいたしましても、債権を管理する立場

の各省庁から相談があつた場合は、個々の状況、債務者の状況等を踏まえつつ適切に対応していかざるを得ないと思つております。

○階委員 なぜ新型コロナの話が急に出てくるんですか。そんなことは一言も言つていないです。何で新型コロナの話をされているんですか。お答えください。

○二之湯国務大臣 東日本、それから、いろいろな、東北地方には災害があつて、それで、今までコロナによつて皆さんが苦しんでいる、こういう

観点です。

○階委員 全く答弁になつていません。

大臣、私が言つているのは、別にコロナに限らず、いろいろな事情によつて、自然債務ガイドラインによつて債務免除を受けたいという債務者がいた場合に、既にガイドラインの適用条件は満たしているというのがあるわけです。ガイドラインの適用条件を満たしている場合は、さつき大臣もおつしやつた、地方自治法による債権放棄とか債権管理法による免除というのが認められていいんじやないかということを申し上げているわけです。

ただ、その場合にネットになるのが、免除が認められるための要件である、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき、ここを満たすかどうか、これが問題になるわけですよ。

私は、ガイドラインが適用されているというのは、まさに債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときではないかと思いますし、今、大臣が、昨年麻生さんが言われた答弁を引用して、無資力

又はこれに近い状態ということを、どういう意味かともおつしやいました。債務者がその生計を維持するに足る資力を有しない程度の生活状況又はこれに準ずる状態ということをおつしやいましたよね。これにも当たると思うんですよ。いいですか、だから、ガイドラインが適用されているというのであれば、法文上のこの要件、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるというふうに認めて、債務免除していいと私は考えています。

さつき、所管じゃないとおつしやいましたけれども、麻生大臣、昨年、財務金融委員会で何とおつしやつたかとすると、麻生大臣が、所管の内閣府でちょっと調整をせぬと、私ども財務省だけどうのこうのとか、総務省等みんな関係してきますのでなかなかいかぬと思いますので、これはやはり内閣府において整理されるべきものであると考えますので、検討しなくちやいけない、こういう話になつていてるんです。

検討しなくちやいけないと昨年麻生さんが言つていたのでこの場で聞いているので、結論として、認めるか、認めないか、はつきり言つてください。○小里委員長 時間が大きくオーバーをしております。この問題は、後刻、理事会で協議をさせていただきます。質問を終えてください。

○二之湯国務大臣 昨年の麻生大臣の発言ということも、よく私自身精査いたしまして、そして、しかるべき回答を先生にさせていただきたいと思います。

○階委員 それでは、速やかにそのように回答い

ただけるということをお願い申し上げまして、質問を終わります。  
ありがとうございました。